

# 広島市公共事業（建設関係局所管）再評価実施要領

## 第1 目的

都市整備局、道路交通局及び下水道局（以下、「建設関係局」という。）が所管する一定の要件に該当する公共事業について再評価を行い、必要な見直しを行うとともに、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。

## 第2 再評価の対象とする事業の範囲

建設関係局が所管する工事を伴う事業のうち、以下の事業を対象とする。ただし、維持・補修工事を除くものとする。

- 1 國土交通省(以下、「国」という。)が費用の一部を補助又は負担する事業（以下、「國庫補助事業」という。）
- 2 一定以上の事業規模を有する単独事業等（以下、「単独事業等」という。）

## 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

- 1 事業費が予算化された後、5年間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」とする。なお、市街地再開発事業、土地区画整理事業については、権利変換計画の決定等が行われている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。  
具体的には、別紙-1のとおりとする。
- 2 事業費が予算化された後、長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間（国の個別補助制度を活用している事業については、5年間）を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。なお、国庫補助事業において、各事業再評価実施要領細目に定めがあるものについて事業費が予算化された後、5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体（第4の1（1）に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。）は社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況を踏まえ、再評価を実施することが適當かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業費の予算化時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。
- 3 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過している事業（国庫補助事業に限る。）

この場合において、「準備・計画段階」とは、「高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等の大規模な事業に係る着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」とする。

#### 4 再評価実施後一定期間が経過している事業

この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。

#### 5 市長が特に必要があると認める事業

社会状況の急激な変化等により、市長が特に必要と認める事業については、隨時再評価を実施するものとする。

#### 6 留意事項

- (1) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。
- (2) 第3の1から4までの規定にかかわらず、再評価を実施する事業について見直し（この要領による事業の見直しを除く。）を行っている間は、この要領による再評価を行わないことができる。
- (3) 第3の2または4の規定により再評価を実施する事業のうち、用地買収が完了している事業、または、当該年度の翌年度から3年以内に完了することが確実である事業については、この要領による再評価を行わないことができる。ただし、3年以内に事業が完了しなかった場合には翌年度再評価を実施するものとする。

### 第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図を別紙-2に示す。

#### 1 再評価の実施手続

- (1) 再評価の実施主体は、広島市とする。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
  - ア 第3の1に掲げる事業にあっては、事業費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
  - イ 第3の2に掲げる事業にあっては、事業費が予算化された後、10年目（国の個別補助制度を活用している事業については、5年目）の年度末までに実施する。
  - ウ 第3の3に掲げる事業にあっては、着工準備費が予算化された後、5年目の年度末までに実施する。
  - エ 第3の4に掲げる事業にあっては、再評価実施後、5年目（下水道事業については、10年目）の年度末までに実施する。
  - オ 第3の5に掲げる事業にあっては、当該年度末までに実施する。
- (3) 対応方針（案）の作成

市長は、再評価に係る資料及び、国庫補助事業については事業の継続又は中止の方針、単独事業等については事業の継続、休止又は中止の方針（以下、「対応方針」という。）案を作成する。

(4) 対応方針の決定等

市長は、再評価に係る資料及び対応方針案を広島市公共事業再評価審議会に諮り、意見の提出があったときは、これを最大限尊重し、対応方針を決定する。

(5) 河川事業の取扱

河川事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更が行われた場合には、再評価の手続きが行われたものとしてこれに代えるものとする。

2 評価結果、対応方針の公表

市長は、対応方針の決定後、評価結果及び対応方針について、結果に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表する。

第5 再評価の方法

1 再評価手法

各事業ごとに再評価を行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等（以下、「再評価手法」という。）については、原則として国の策定する再評価手法を採用するものとする。

ただし、国の策定する再評価手法により難い事業にあっては、別途、再評価手法を設定するものとする。

2 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業を巡る社会経済情勢等の変化

② 事業の投資効果

前回評価時に実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合にあっては、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。ただし、これを2回以上連續で行うことはできないものとする。

③ 事業の進捗状況

④ 事業の進捗の見込み

⑤ コスト縮減や代替案立案等の可能性

3 事業の状況に応じた評価手法の設定

再評価を行うに当たって、市長が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手法又は詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。

なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた

場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。

#### 第6 広島市公共事業再評価審議会（以下、「再評価審議会」という。）

##### 1 再評価審議会の設置

市長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求めるため、学識経験者から構成される再評価審議会を設置するものとする。

##### 2 再評価審議会における審議方法

審議方法は再評価審議会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

##### 3 再評価審議会の意見の尊重

市長は、再評価審議会より意見の提出があったときは、これを最大限尊重し対応を図るものとする。

##### 4 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置され、審議が行われた場合は、当該委員会等における審議結果をもって、再評価審議会における審議に代えるものとする。

#### 第7 施行期日

本要領は、平成10年10月20日から施行する。ただし、第2の2の規定は、平成11年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成11年9月2日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成15年11月17日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成18年6月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成22年12月27日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成25年2月4日から施行する。

##### 附 則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

##### 附 則

本要領は、令和2年2月18日から施行する。

**「事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業」の定義**

事業名	事業費が予算化された後一定期間経過後で未着工の事業	
	一定期間	未着工の定義
河川事業	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
土地区画整理事業	5年間	用地買収手續、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	5年間	権利変換計画または管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続きに未着手
街路事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
道路事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
都市公園事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
住宅市街地整備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に準じて設定	
住宅市街地総合整備事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
砂防事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手
海岸事業	5年間	用地買収手續、工事ともに未着手

(注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。また、事業費の予算化後、河川整備計画の策定変更が行われ、当該事業が河川整備計画中に位置付けられる事業については、「事業費が予算化された時点」を「河川整備計画の策定又は変更」に読み替えることができるものとする。

## 【再評価の実施フロー図】

